

自動車税の課税免除について

愛媛県

公益法人等が直接その用に専用する自動車について、申請に基づき自動車税を課税免除できる制度があります。

次の内容をご確認のうえ、各地方局の担当課へお問い合わせ下さい。

1 免除の対象となる法人

- ・公益法人
- ・権利能力なき社団のうち、公益性が特に高く、県民の福祉の向上及び健康の増進等に直接重要な関わりをもつ団体

ただし、申請を行う法人及び団体は、公益事業の実施に関し、国・地方公共団体の補助金、負担金等又は共同募金の配分等の公的助成がなされており、公的な助成を受けることが社会的に認められていることが必要です。

2 免除の対象となる自動車

上記の法人が所有する自動車で、直接、その法人の本来の公益事業に 100% 使用されるもので、自動車の使用が必要不可欠なものでなければなりません。

対象となる自動車は以下のとおりです。

- (1) 社会福祉法人が所有する自動車のうち、直接その本来の事業に専用する自動車
- (2) 私立学校法第 3 条に規定する学校法人が設立する学校（私立学校法施行規則第 6 条に規定する準学校法人を含む。）又は児童福祉法第 39 条に規定する保育所を設置する法人が所有する自動車で、その生徒、児童、幼児又は乳児の通学・通園に専用する自動車（クラブ活動等課外活動に使用する自動車は除く）
- (3) 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業に専用する自動車で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 救急自動車
 - イ 巡回診療又は患者の輸送に専用する自動車
 - ウ 血液事業に専用する自動車
 - エ 救護資材の運搬の用に専用する自動車
 - オ アからエに類する自動車

- (4) 公益財団法人愛媛県総合保険協会が所有し、学校保健、結核予防、成人病予防等のための巡回業務に専用している自動車
- (5) 交通安全協会、防犯協会及びこれらと同様の事業を行っている団体又はこれらの代表者が所有し、警察署の構内に使用の本拠の位置を置き、警察と密接な関連を図りながら、交通安全及び犯罪の予防の事業に専用している自動車
- (6) 法人化されていない心身障がい者のための通所の共同作業所であって、施設運営に関し、県、市町村又は共同募金会等から公的助成を受けている施設の代表者が所有管理し、当該施設の利用者の送迎及び事業に関する物品の移送に専用する自動車

ただし、次のような使用がある自動車は、免除の対象外となります。

- ・法人の経営者、役員、従業員等の通勤のための使用
- ・収益事業のための使用
- ・事務連絡、会議・大会等へ出席又は出張等するための使用
- ・その他庶務的用務等のための使用

3 免除申請書類（各 1 部提出）

- (1) 自動車税課税免除申請書（増車の場合は増車理由、代替の場合は代替理由を詳しく記載すること。理由書は、別紙としても可）
- (2) 所有自動車の一覧表（法人が所有している自動車すべてを記入。
また、使用施設名を記入すること。）
- (3) 法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）（原本 1 部、申請日の 3 か月以内に発行されたもの）
- (4) 事業概要及び定款（寄附行為）
- (5) 事業計画（法人が設置運営している施設が専用使用する自動車の申請の場合は、その施設の事業計画が必要です。）
- (6) 自動車検査証の写し（代替の場合は、旧車の抹消登録証明書又は名義変更後の車検証等の写しを追加）
- (7) 自動車の写真、前面・後面・両側面（後面及び両側面には、法人名又は施設名が明記されていること。ナンバープレートが確認できること。）
- (8) 運行（運転）日誌

・申請が初めての場合は申請車両の日誌	最低 3 ヶ月分必要
・増車の場合は申請車両の日誌	最低 3 ヶ月分必要
・代替の場合は旧車の日誌	最低 3 ヶ月分必要
申請車両の日誌	最低 3 ヶ月分必要

運行日誌には、次のような内容の記載が必要です。

- ①日付、②目的、③行き先（複数の場合は、主なところでよい）④利用人数、⑤運転者名、⑥利用距離数、⑦累計距離数
(9) その他、資料として、施設のパンフレット、運行車両の利用者名簿、運行経路図等を求める場合があります。

4 申請の提出時期と提出場所

申請書の提出は、自動車の登録後に行ってください。

その際、担当者の氏名及び連絡先の電話番号が分かるようにしてください。運行日誌等の添付書類が一部不足する場合でも、申請書の受理はできますが、不足書類については、後日作成され次第、至急、追加提出してください。

なお、申請後6ヶ月たっても不足書類が提出されない場合は、申請の意思がないものとして書類を返却する場合があります。

5 申請後の手続きについて

申請を受理した後、現地調査を行い、書類審査等を経て、適当と認められた場合に、申請月の翌月分から課税免除となります。

したがって、自動車の登録月の翌月から申請月までの自動車税については、課税免除することができません。

《問い合わせ先》

管轄する地域	窓 口
松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町	中予地方局課税課 資産課税グループ 〒790-8502 松山市北持田町 132 番地 TEL 089-909-8754 (内線 351・352) FAX 089-915-0671
西条市、今治市、新居浜市、四国中央市、上島町	東予地方局課税課 自動車税係 〒793-0042 西条市喜多川 796 番地 1 TEL 0897-56-1312 (内線 226・227)
宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町	南予地方局税務課 事業税・自動車税係 〒798-8511 宇和島市天神町 7 番 1 号 TEL 0895-22-2502 (内線 228・229) FAX 0895-22-7590